

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領に基づく
災害の指定

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領（平成23年3月9日付け23環機第155号。以下「繰延要領」という。）第2の1の（2）に基づく災害及び同条2に基づく貸付料等の繰延の対象とするリースの種類を、次のように定める。

8 環機第309号
令和8年8月10日

一般財団法人畜産環境整備機構
理事長 井 出 道 雄
（公 印 省 略）

1 繰延要領第2の1の（2）のアにより指定する災害

「令和8年熊本地震による災害」
（政令第259号で指定された激甚災害）

2 繰延要領第2の2の規定により定める1の災害等について貸付料等の繰延
の対象とするリースの種類

- ・ 畜産高度化支援リース事業のすべてのリース
（畜産高度化支援補完リース事業のリースは、対象とはなりません。）